

【住宅改修支援費改正概要】

- ①支給基準日について・・・着工日が属する月に居宅介護支援費等が発生しているかどうかで判断。



- (1) 居宅サービス計画の届出をしていない。→対象
- (2) すでに居宅サービス計画の届出をしているがサービス利用はなかった。→対象
- (3) 着工日以後の同月内に届出しサービスを使った。→対象外

②支給要件

※住宅改修工事の着工日が属する月において、理由書作成者が所属する事業所が、当該要介護被保険者等に係る居宅介護支援費等（介護予防支援費を受託したことによる受託費用を含む。）を算定していないこと。

居宅介護支援費等・・・居宅介護支援費・介護予防支援費・小規模多機能型居宅介護費・介護予防小規模多機能型居宅介護費・複合型サービス費

③申請受付期間について

- ※事後申請を受理した月の翌月以降受付する。
- ※振込については、1日から月末までに申請受理したものを、翌月30日支払いとする。
・事後申請を受付なければ適切な住宅改修が実施されたかどうかの判断ができないことと、対象月に係る当該被保険者の給付実績を確認するため。
- ※申請締め切りは、住宅改修にかかった費用の領収日より2年以内。
- ※今回の要綱改正（居宅サービス計画の届出が出ているが、着工日が属する月に居宅介護支援費が支払われていない場合）に係る工事については、平成30年4月1日以降に着

工したものについて対象とする。

④その他

※被保険者が死亡した場合

- ・住宅改修費が一部でも支給される場合は住宅改修支援費の支給対象となる。
- ・事前申請をしたものの工事着工前に被保険者が死亡した場合は、住宅改修費そのものが支給されないため、住宅改修支援費も支給されない。